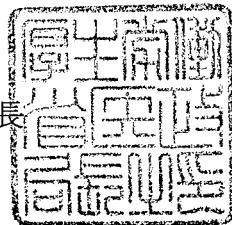


医政発第 0306002 号
平成 18 年 3 月 6 日

社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



平成 18 年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）

平成 18 年度においては、市場実勢価による改定、先発品の改定などを内容とした薬価ベース△6.7% の薬価改定が行われることになりましたが、本日、その告示がなされ、4 月 1 日から施行されます。

医療用医薬品の取引については、流通当事者間における自由かつ公正な競争の確保等の観点から、平成 16 年 12 月に「医療用医薬品の流通改善について「中間とりまとめ」」において、(1) アローアンスの支払基準の明確化、(2) 品目ごとの価格を明示しない総価取引、長期にわたる未妥結・仮納入の継続等不適切な取引慣行の是正、(3) 文書による契約の締結の推進など、公的保険制度の下での不適切な取引慣行のは正等を提言したところです。

一方、既収載医薬品の薬価改定の方式については、平成 18 年度改定に向けた中央社会保険医療協議会における審議において、「市場実勢価格加重平均値調整幅方式」を既収載医薬品の原則的な薬価改定方式として維持することとされ、調整幅についても「薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の 2 / 100 に相当する額」を維持することとされました。また、医薬品の未妥結及び仮納入については、「長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入は、薬価調査の信頼性を確保する観点からも、不適切な取引であることから、その是正を図ることとする。」とされております。

関係各位におかれましては、一部に不適切な取引慣行がみられる現状を踏まえ、公的保険制度下における医療用医薬品の安定供給及び流通改善の一層の取組について、ご理解のうえ、貴管下の会員各位への周知徹底及びご指導をいただきますようお願いいたします。

[参考資料 1]

平成 18 年度薬価基準改定の概要

1. 薬価基準収載品目数

	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 299	3, 509	2, 467	36	13, 311

2. 薬価改定方式

平成 18 年 2 月 15 日の中医協において了解された「薬価算定の基準」に基づき、改定を行った。

(内訳)

- ア 市場実勢価格加重平均値調整幅方式による改定
- イ 後発品のある先発品の薬価改定
- ウ 再算定による改定
- エ 低薬価品に係る改定

3. 改定品目数

	引下げ	引上げ	据置き	計
品目数	10, 113	75	3, 123	13, 311

4. 実施時期

官報告示：平成 18 年 3 月 6 日（月）

実 施：平成 18 年 4 月 1 日（土）

(参考)

主な薬効群の改定率

		改定率(%)
(内用薬)	114 解熱鎮痛消炎剤	-7. 0
	124 鎮けい剤	-6. 2
	212 不整脈用剤	-6. 8
	214 血圧降下剤	-7. 9
	217 血管拡張剤	-7. 5
	218 高脂血症用剤	-9. 1
	219 その他の循環器官用薬	-6. 3
	232 消化性潰瘍用剤	-10. 5
	311 ビタミンA及びD剤	-8. 0
	313 ビタミンB剤(ビタミンB ₁ 剤を除く)	-5. 0
	422 代謝拮抗剤	-5. 4
	449 その他のアレルギー用薬	-8. 0
	520 漢方製剤	-4. 7
	613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	-8. 9
	624 合成抗菌剤	-8. 2
(注射薬)	399 他に分類されない代謝性医薬品	-8. 0
	613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	-8. 2
	721 X線造影剤	-9. 0
(外用薬)	131 眼科用剤	-5. 5
	264 鎮痛、鎮痙、収れん、消炎剤	-6. 8

[参考資料 2]

「平成 18 年度薬価制度改革の骨子」～抜粋～

(平成 17 年 12 月 16 日中央社会保険医療協議会了解)

II 具体的内容

既収載医薬品の薬価改定

1 薬価改定における調整幅方式

- 調整幅方式については、既収載医薬品の原則的な薬価改定方式として、これを維持するものとする。【平成 18 年度実施】

4 薬価改定及び薬価調査

- 現在 2 年に 1 回行っている薬価改定については、頻度を含めたその在り方について、引き続き検討を行うこととする。
- 季節等により使用量が大きく変動する既収載医薬品についても、その価格及び数量を適確に把握できるよう、薬価調査を充実することとする。【次々回以降の薬価改定時に実施】
- 長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入は、薬価調査の信頼性を確保する観点からも、不適切な取引であることから、その是正を図ることとする。【平成 18 年度実施】

「薬価算定の基準について」～抜粋～

(平成 18 年 2 月 15 日中央社会保険医療協議会了解)

第 1 章 定義

32 市場実勢価格加重平均値調整幅方式

市場実勢価格加重平均値調整幅方式とは、薬剤の市場実勢価格、消費税率及び薬剤流通の安定性を考慮した別表 5 に定める算式により行う原則的な薬価の改定方式をいう。

第 3 章 既収載品の薬価の改定

第 1 節 既収載品の薬価の改定の原則

薬価改定においては、当該既収載品の薬価を市場実勢価格加重平均値調整幅方式により算定される額（販売量が少ないとその他の理由により、薬価調査により市場実勢価格が把握できない既収載品については、当該機収載品の最類似薬の薬価改定前後の薬価の比率の指標その他の方法により算定される額）に改定する。ただし、当該既収載品の薬価改定前の薬価を超えることはできない。

別表 5

市場実勢価格加重平均値調整幅方式の計算方法

$$\left(\text{当該既収載品の保険医療機関等における薬価算定単位あたりの平均的購入価格 (税抜市場実勢価格の加重平均値)} \right) \times \left(1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right) + \text{調整幅}$$

消費税率：消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に定める率

地方消費税率：地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に定める率

調整幅：薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の2／100に相当する額